

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
に当り
休息日
とす)

目 次

- ◇告 示 第五次鳥獣保護事業計画の変更
- 鳥獣保護区の設定
- 休猟区の設定
- 銃猟禁止区域の設定

告 示

鳥取県告示第九百十一号

第五次鳥獣保護事業計画を変更したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
(大正七年法律第三十二号) 第一条ノ二第四項の規定により公表する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

変更後の第五次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、鳥取県鳥取地方農林振興局林業課、鳥取県八頭地方農林振興局林業課、鳥取県倉吉地方農林振興局林業課、鳥取県米子地方農林振興局林業課及び鳥取県日野地方農林振興局林業課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号) 第八条ノ第八一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五農林省令第百八号) 第二十条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
千代川流域鳥獣保護区	鳥取市安長地内の国道九号の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道田島片原線を南方に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を更に南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、	昭和六十一年十一月一日から昭和七十一年十月三十一日まで	六四一ヘクタール

県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を更に南方に進み、大路川左岸河口部千代川堤防に至り、同堤防を南方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同境界を南西に進み、県道那家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道長谷鳥取線に至り、同県道を更に北方に進み、国道九号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第九百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
蒲生休猟区	岩美郡岩美町大字蒲生地内の国道九号と主要地方道鳥取国府岩美線との交差点を起点と	昭和六十一年十一月一日か	一、一二八ヘクタ

左近休猟区	岩美郡福部村大字細川地内の県道池谷福部停車場線と県道福部停車場線との交差点を起点とし、同所から県道福部停車場線を北西に進み、国道九号に至り、同国道を北東に進み、福部村と岩美町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、県道池谷福部停車場線に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	一、〇三八ヘクタール
小畑西休猟区	八頭郡八東町大字才代地内の県道才代船岡線と県道津山智頭八東線との交差点を起点とし、同所から県道津山智頭八東線を南東に進み、町道佐崎線に至り、同町道を南東に進み、民有林八頭森林計画区の八東町に係る六十林班と六十一林班の境界に至り、同境界を南方に進み、八東町と智頭町との境界に至り、同	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	九〇〇ヘクタール

尾蔭休獵 区	<p>境界を北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を北西及び北東に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	一、四六三ヘクタール
三谷休獵 区	<p>八頭郡河原町大字釜口地内の河原町と用瀬町との境界と国道五十三号との交点を起点とし、同所から同国道を北方及び北西に進み、町道高津原線に至り、同町道を北西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を北西及び北方に進み、国道五十三号に至り、同国道を北方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を東方に進み、町道稲常徳吉線に至り、同町道を北方に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を北西に進み、町道河原町通寺線に至り、同町道を北東に進み、鳥取市と河原町と</p>	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	一、四〇〇ヘクタール
余川休獵 区	<p>の境界に至り、同境界を北東及び南東に進み、河原町と郡家町との境界に至り、同境界を西方及び南方に進み、河原町と船岡町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、河原町と用瀬町との境界に至り、同境界を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	二、五二五ヘクタール
笹ヶ平休獵 区	<p>東伯郡関金町大字明高地内の主要地方道倉吉江府溝口線と町道野添一号との交差点を起点とし同所から同町道を西方に進み、町道小泉線に至り、同町道を西方及び南西に進み、林道との接点に至り、同点から同林道を南西に進み、国有林六十林班に至り、同林班の外周</p>	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	二、〇〇五ヘクタール

<p>会見西伯 休猟区</p>	<p>西伯郡西伯町大字福頼地内の県道西伯根雨線と県道福頼市山伯耆大山停車場線との交差点を起点とし、同所から県道福頼市山伯耆大山停車場線を東方及び北方に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を東方及び南東に進み、町道池野線に至り、同町道を南方に進み、農村総合整備モデル事業の鶴田地区ほ場整備に伴う農道に至り、同農道を南方に進み、林道二部越線に至り、同林道を南東に進み、会見町と溝口町との境界に至り、同境界を南方及び西方に進み、西伯町と溝口町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道西伯根雨線に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和三十九年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで</p>	<p>を東方に進み、同林班と国有林五十六林班との境界に至り、同境界を南西に進み、民有林と国有林五十七林班との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、関金町と江府町との境界に至り、同境界を北方及び西方に進み、主要地方道倉吉江府溝口線に至り、同主要地方道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
---------------------	---	------------------------------------	--

<p>区 低波休猟</p>	<p>大倉山休 猟区</p> <p>日野郡日南町上石見地内の主要地方道新見日南線と県道上石見黒坂停車場線との交差点を起点とし、同所から同主要地方道を北西及び北方に進み、町道松本線に至り、同町道を北東に進み、町道大原線に至り、同町道を東方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を南方及び南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和三十九年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで</p>	<p>深山口休 猟区</p> <p>日野郡江府町大字俣野地内の県道上徳山俣野江府線と林道木地河原線との交差点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、深山口川に至り、同川の左岸を上流に進み、切詰山川に至り、切詰山川の左岸を上流に進み、国有林千十林班に至り、同林班と民有林との境界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南方、南西及び西方に進み、国有林千十三林班と同千十四林班との境界に至り、同境界を北東に進み、尾上ノ原川に至り、同川の右岸を下流に進み、林道木地河原線に至り、同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和三十九年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで</p>	<p>昭和三十九年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで</p>	<p>昭和三十九年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十一年一、二二〇〇へ</p>

進み、鳥取県と鳥根県との境界に至り、同境界を北方及び北東に進み、主要地方道安来伯太日南線に至り、同主要地方道を南方及び南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	年十月三十一日まで
--	-----------

鳥取県告示第九百十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条の規定において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
本庄銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字岩本地内の国道百七十八号の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本七号を南東に進み、蒲生川右岸の提防に至り、同提防を南東に進み、国道九号に至り、同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西に進み、国道百七十八号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた	昭和六十一年十一月一日から昭和七十一年十月三十一日まで	二五ヘクタール

被塚銃猟禁止区域	一円の地域	存続期間	面積
東伯郡大栄町大字妻波地内の国道九号と町道妻波青木線との交差点を起点とし、同所から同国道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	米川頭首工（堰堤）から下流の日野川河川区域及び法勝寺川下流にかかる米川頭首工管理橋から下流の法勝寺川河川区域	昭和六十一年十一月一日から昭和七十一年十月三十一日まで	一五五ヘクタール

日野川銃猟禁止区域	米川頭首工（堰堤）から下流の日野川河川区域及び法勝寺川下流にかかる米川頭首工管理橋から下流の法勝寺川河川区域	昭和六十一年十一月一日から昭和七十一年十月三十一日まで	一五五ヘクタール
-----------	--	-----------------------------	----------